

受給中の求職活動について

住居確保給付金受給中は、常用就職に向けた次の求職活動を行っていただきます。

※現在、この要件の「月2回以上としているハローワーク等での職業相談等」「原則、週1回の企業への応募等」について、当分の間、これらの回数をそれぞれ月1回に緩和しています。

離職又は自営業の廃業による申請の場合

- ① 申請時の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）への求職申込
- ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③ 月に1回以上の生活・就労相談窓口での面談等
- ④ 月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

休業等に伴う収入減少による申請の場合

- ① 月に1回以上の自立相談支援機関との面談等
- ② 申請・延長・再延長の際、休業等の状況について生活・就労相談窓口へ報告
- ③ 申請・延長・再延長決定時に、生活・就労相談窓口における面談を実施し、本人に応じた活動方針を決定する